

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 災害応急活動体制

### 【計画の指針】

- 風水害発生時において、避難に資する情報の周知・伝達や避難所の開設・運営等、状況に応じた対応ができるよう、参集・配備の体制をより明確にする。
- 気象情報等に対応して必要な職員を動員し、配備基準に応じた配備体制をとる。
- 特別警報が発表された場合、又は本部長（市長）が必要と認めた場合、必要とする職員は、速やかに参集し体制を確立するとともに、災害対策本部等の設置・運営並びに各部において必要な対策を実施する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 市職員の配備	各部・各班
2 市本部等の設置	各部・各班
3 災害対応拠点設置予定場所	各部・各班

## 1 市職員の配備

### (1) 配備基準

風水害に関する情報や状況に応じて、市職員は次の配備体制をとる。

#### 〈市職員の配備基準〉

配備体制		配備基準
—	情報体制等強化	〈発生前〉 ①気象情報提供会社から参集レベルの情報提供があったとき(防災関係職員) ②その他、総務部長が必要と認めたとき 〈配備解除後〉 ①市民対応・点検・消毒等の対応が必要なとき ②その他、総務部長が必要と認めたとき
警戒本部	注意配備	次のいずれかに該当し、総務部長が必要と認めたとき ①次の警報の1以上が松戸市に発表され、災害の発生が予想されるとき (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 (4)暴風雪警報 (5)大雪警報 ②本市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき ③避難所開設準備をする必要があるとき ④その他、市長が必要と認めたとき
災害対策本部	警戒配備	①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、注意配備以上の体制が必要と総務部長が認めたとき ③避難所を開設する必要があるとき ④その他、市長が必要と認めたとき

配備体制		配備基準
災害 対策 本部	第1配備	①災害対策本部の設置を本部長（市長）が必要と認めたとき ②複数地域で災害が発生したとき又は予想されるとき ③複数地域で避難所開設の必要があるとき ④その他、市長が必要と認めたとき
	第2配備	①第1配備では対処できないと本部長が判断したとき ②広範囲で被害が発生したとき又は予想されるとき ③市全域に避難所開設の必要があるとき ④その他、市長が必要と認めたとき
	第3配備	①次の条件において、市長が必要と認めたとき ・はん濫危険情報が発表されたとき又は発表が予想されるとき ・災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき ②第2配備では対処できないと本部長（市長）が判断したとき ③災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき ④その他、市長が必要と認めたとき

## (2) 職員の動員

## ア 勤務時間内の伝達

庁内放送、口頭、電話、Eメール等で通知する。

## イ 勤務時間外の伝達

電話、Eメール等で通知する。また、連絡体制は、次の「配備体制別の動員数」に基づいてあらかじめ作成しておく「災害配備連絡票」による。

【資料編 防災に関する事務取扱要綱】

## 〈職員の配備別動員数〉

本部名		—	警戒本部	災害対策本部			
配備基準		情報体制 等強化	注意配備	警戒配備	第1	第2	第3
部	事務局・班						
災害対策本部等事務局		1/2	※～全員	全員	全員	全員	全員
総務部	調整班	※	※	12人	全員	全員	全員
	情報・運用 支援班	※	※		3分の1	3分の2	全員
広報部	事務局	—	1人	3人	3分の1	3分の2	全員
	他構成課	—	4人	7人			
財務部	事務局	—	※	※	3分の1	3分の2	全員
	財務班	—	※	5人	3分の1	3分の2	全員
	調査班	—	※	※	3分の1	3分の2	全員
市民部	構成課	—	※	20人	3分の1	3分の2	全員
経済振興部	構成課	—	※	6人	3分の1	3分の2	全員
環境部	構成課	—	※	※	3分の1	3分の2	全員
福祉1部	構成課	—	※	10人	3分の1	3分の2	全員
福祉2部	構成課	—	※	※	3分の1	3分の2	全員
保健医療部	構成課	—	※	※	3分の1	3分の2	全員
都市部	構成課	5人	10人	20人	3分の1	3分の2	全員
建設部	構成課	5人	20人	40人	2分の1	3分の2	全員
教育1部	構成課	—	※	15人	3分の1	3分の2	全員
教育2部	構成課	—	※	※	3分の1	3分の2	全員
水道部	構成課	—	※	6人	2分の1	3分の2	全員
病院部	事務局	—	※	※	別途計画		
	病院1班	—	—				
	病院2班	—	—				
	応援班	—	—				
消防局	構成課	別途計画					全員

(注1) 「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。

(注2) 表中の人数は目安であり、状況により増減する。

## 〈本部員の配備〉

配備体制		(注意)	警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部員				
本部長 (市長)		—	—	○
副本部長 (副市長)		—	—	○
本部付	教育長	—	—	○
	代表監査委員	—	—	○
	水道事業管理者	—	—	○
	病院事業管理者	—	○	○
市議会事務局長		—	—	○
各部長・局長	総務部長	—	○ (本部長)	○
	総合政策部長	—	○ (副本部長)	○
	財務部長	—	○	○
	市民部長	—	○	○
	経済振興部長	—	○	○
	環境部長	—	○	○
	健康福祉部長	—	○	○
	福祉長寿部長	—	○	○
	子ども部長	—	○	○
	街づくり部長	—	○	○
	建設部長	—	○	○
	消防局長	—	○	○
	病院事業管理局長	—	○	○
	生涯学習部長	—	○	○
	学校教育部長	—	○	○
消防局長	—	○	○	

## 〈第1配備、第2配備、第3配備時の職員配備要領〉

区分	種別	指揮	職員配備要領
災害 対策 本部 設置	第1 配備	本部長	①管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ②出先機関の施設長※ ③警戒配備職員
	第2 配備		①第1配備職員 ②第2配備職員 (各部所属人員の3分の2の職員)
	第3 配備		全ての市職員

※出先機関の施設長とは、所長、園長、館長、場長、センター長などをいう。

## (3) 動員の区分

## ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

## イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 災害対策本部事務局勤務者は、市庁舎別館1階災害対策室及び危機管理課に参集

(イ) 「避難所直行職員」は、担当する避難所に参集

(ウ) 「本部会議構成員」は、本部会議実施時、市庁舎別館1階災害対策室又は地下研修室に参集

(エ) その他臨時に指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参集

## (4) 参集時の留意事項

## ア 参集方法

(ア) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所に参集し、その旨を本部に連絡する。この場合、参集手段が確保されるまでは、各施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。

(イ) 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属長へ連絡する。

(ウ) 緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等をできる限り持参する。

(エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

## イ 参集報告

各部は、職員の参集状況を記録し、所定の様式で情報・運用支援班長（総務課長）に報告する。

情報・運用支援班長は、全体の状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長（市長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生当日は1時間ごととする。

【資料編 参集途上の被害状況報告】

【資料編 職員動員報告書】

## (5) 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。

ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

エ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

オ 災害現場に出動する場合は、市の腕章及び名札を着用する。

カ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

【資料編 本部標識等】

## (6) 職員の配置

各部長・班長は、災害対策の業務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に留意して部・班組織の編成及び職員の配置を行う。

ア 所属先以外の施設に参集した職員の活動

イ 職員の交替時期・方法

ウ 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長・班長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長・班長が参集した

ときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、総務部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。総務部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

## 2 市本部等の設置

---

### (1) 情報体制等強化及び注意配備

#### ア 設置場所

市庁舎別館危機管理課内

#### イ 業務の運営

総務部長の指揮の下、危機管理課長は必要な体制をとり、情報収集等を実施する。

#### ウ 解散基準

総務部長の指示による。

### (2) 警戒本部

#### ア 警戒本部の設置

災害対策本部を設置するまでに至らない状況の時は、災害の規模に応じて警戒配備をとり、総務部長の指揮の下、情報収集及び必要な災害対策に当たる。災害の状況に応じて、市長の判断により災害対策本部を設置する。

警戒配備の体制をとった場合、総務部長は市長へ報告し、必要な指示を仰ぐものとする。

#### イ 設置基準

(ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき

(イ) 災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、注意配備以上の体制が必要と総務部長が認めたとき

(ウ) 避難所を開設する必要があるとき

#### ウ 設置場所

市庁舎別館危機管理課内及び災害対策室

#### エ 初動対応

警戒配備基準に基づき、総務部長を中心として、必要に応じた配備体制を迅速にとり、災害対策室に各対策ブースを設置して、災害情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。

#### オ 業務の運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。

各対策業務は、災害対応マニュアルを基準とする。

#### カ 報告

危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。

千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により報告する。

#### キ 解散基準

(ア) 災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき



## (3) 災害対策本部

## ア 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項及び松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。

## イ 設置基準

- (ア) 複数地域の避難所開設の必要があるとき
- (イ) 広範囲で被害が発生したとき又は予想される時
- (ウ) 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想される時
- (エ) その他、市長が必要と認めたとき

## ウ 設置場所

(ア) 災害対策本部は、市庁舎本館別館1F災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。

## (イ) 災害対策本部の代替施設

- 第1順位 消防局
- 第2順位 議会棟
- 第3順位 中央保健福祉センター

当時の状況により、本部長が決定する。

## (ウ) 災害対策本部設置の報告等

- ・本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

報告先	報告手段
市各部局	庁内放送、防災行政無線、掲示板
千葉県、隣接市	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、TEL、FAX
防災関係機関、報道機関	電話、FAX、MCA無線
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、ツイッター、広報車、安全安心メール

## エ 組織及び事務分掌

(ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、「災害対応マニュアル」による。

## (イ) 本部の構成

本部に本部長、副本部長、総務部長、本部付、各部長を置く。

## (ウ) 本部会議

災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、総務部長、本部付及び本部長が指名する者とする。

構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

なお、消防局にあつては、災害状況により局長の指名するものが出席する。

〈本部会議の構成〉

議 員	本部長、副本部長、本部付、部長・局長
事 務 局	総務部長、危機管理課長、災害対策室勤務職員等

※議長：本部長、副本部長：副市長、事務局長：総務部長

(エ) 本部事務局

防災関係機関との連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。

本部事務局長は総務部長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした各対策ブースの運営、連絡・調整等を実施する災害対策室勤務の職員によって構成する。本部事務局は、各部との連絡・調整のため、各部の連絡調整職員を参集できる。

オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応

(ア) 本部長との連絡要領は、松戸市災害対応マニュアルに基づき実施する。

(イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら総合政策部が実施する。

カ 本部長（市長）の代理

本部長が、被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、市長の職務を代理する職員の順位に関する規則の規定に基づき、次の順に本部長代理を充て、災害対策に当たる。

本部長以外の本部会議構成員についても、状況に応じて代理を充て、対策に当たる。

〈災害対策本部長（市長）の代理者順位〉

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	総合政策部長
------	-----	------	------	------	--------

キ 個別の災害対策

個別の災害対策は、実施主体の各部が基本的な単位となるため、各部長を中心として各部に属する各課の調整を図り災害対策に当たる。ただし、各部内での調整が困難な場合は、災害対策本部において調整を図る。また、個別の対策を担当する各部は、被災者の生活が安定するまでの間、担当を変更することなく継続して災害対策業務に当たる。

ク 関係機関からの派遣要員の受入れ

災害対策本部内及び市庁舎別館1Fに、外部の関係機関から派遣される要員を受け入れるためのスペース（関係機関調整所）を確保して情報を共有し、連携して災害対策に当たる。

ケ 災害対応職員への支援

災害対策本部事務局を始めとする各部の災害対応職員の水や食料等の活動必需品は、情報・運用支援班が必要に応じて確保する。なお、災害当初は、各自が保有する飲料水等を活用するものとする。

コ 解散基準

災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長が認めたときとする。事後処理を要する業務がある場合は、関係部局長への引継ぎを行う。

- (4) 災害対策本部を設置した場合、情報・運用支援班長は、設置施設の正面玄関等に本部標識板を掲げる。各職員は、所定のヘルメットを着用する。

【資料編 本部標識等】

## (5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 避難準備情報の発表

イ 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

## (6) 国・県の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

## 3 災害対応拠点設置予定場所

	種 類	施設名
本 部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避 難	避難場所	市指定100か所※
	避難所	市指定108か所※ 【資料編 避難場所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部 協定施設
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎
活 動 部 隊	消防・警察・自衛隊集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等※ 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医 療	災害医療対策本部	衛生会館
	応急救護所	市指定17か所※ 【資料編 応急救護所予定施設一覧】
イ	食料・物資集配拠点	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場

	種 類	施設名
	給水拠点	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 耐震性井戸付貯水槽※ 【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】
	下水道災害対策班	下水道維持課内（本庁被災時、金ヶ作終末処理場内）
	災害ボランティアセンター	総合福祉会館
	ペットの収容所	避難所周辺敷地内
	仮設住宅設置場所	市保有地、小中学校グラウンド
	がれき等の仮置き場	公園やスポーツ施設等の公有地等
窓 口	災害相談窓口 （3日以内に設置）	市役所別館地下
	災害相談センター （10日以降設置）	広報広聴課内
調 査 ・ 証 明	応急危険度判定実施本部	街づくり部建築指導課内
	被災宅地危険度判定実施本部	街づくり部住宅政策課内
	罹災調査本部	財務部税制課内
	罹災証明書発行場所	財務部税制課内
遺 体	遺体安置所	北山会館（市斎場）
	火葬場	北山会館（市斎場）

※具体的な設置場所については「資料編」を参照

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規定】

【資料編 本部標識等】

## 第2節 災害救助法の適用

### 【計画の指針】

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想される時は、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を知事に求め、法に基づく救助に着手する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害救助法の適用手続き	情報・運用支援班
2 災害救助法による事務	各部・各班

### 1 災害救助法の適用手続き

#### (1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助する。

#### (2) 適用手続き

市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、市長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告する。

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

#### (3) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。松戸市における具体的適用基準は、次のとおりである。

人口30万人以上の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、150世帯以上に達した場合に適用される。

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合に適用される。

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときに適用される。

#### (4) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

ア 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1

イ 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1/2

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1/3

## 2 災害救助法による事務

### (1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

#### 〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間
避難所の供与	市民部	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	都市部		20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内
飲料水の供給	水道部	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部	○	10日以内
医療	保健医療部		14日以内
助産	保健医療部		分娩の日から7日以内
被災者の救出	消防局	○	3日以内
被災住宅の応急修理	都市部	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	保健医療部	○	10日以内
死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉1部	○	10日以内
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内
住居障害物の除去	都市部	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

### (2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法及び実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この要請を受けて、知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

## 第3節 情報の収集・伝達

### 【計画の指針】

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体象や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 通信の確保	各部・各班、防災関係機関
2 情報収集・伝達	各部・各班、防災関係機関
3 被害調査	各部・各班、防災関係機関
4 情報のとりまとめ、報告	各部・各班、防災関係機関
5 広報	各部・各班、防災関係機関
6 報道機関への対応	広報部
7 住民相談	市民部、各部・各班

## 1 通信の確保

### (1) 連絡体制

各部・各班及び防災関係機関は、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。なお、緊急の場合を除き、連絡はFAX、Eメールにより行う。

【資料編 受信用紙、発信用新】

【震災編 第3章・第3節・1 〈連絡系統図〉】

### (2) 通信機能の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

【震災編 第3章・第3節・1 〈市内の主な通信手段〉】

### (3) 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

#### ア 非常通信の利用等

(ア) 関東地方非常通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。

(イ) 市内のアマチュア無線愛好家等に通信協力を要請する。

(ウ) 業務用無線事業者に通信の協力を要請する。

#### イ 放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第57条）。

なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

## 2 情報収集・伝達

### (1) 気象情報の収集

本部事務局及び各防災関係機関は、応急対策に備えて、気象状況や警報等の発表を、テレビ、ラジオ、インターネット、情報システム等で収集する。

〈気象情報、警報等の種類と留意点〉

情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考
気象庁	大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報	数十年に一度程度の大雨・暴風・暴風雪・大雪が予想される地域	
	大雨警報・注意報	大雨による地面現象（がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される区域	
	洪水警報・注意報	大雨、長雨などで河川が増水して、浸水等の被害が発生することが予想される区域	
	記録的短時間大雨情報	1時間に100mmを超える降水量を観測した場合に発表	
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完	
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	市の西側近傍を通るときは風が特に強くなる
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	
	レーダー	レーダー観測の降水強度分布の実況（10分）	雨域の状況
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（30分）	雨域の状況
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	雨域の状況
県・気象台	土砂災害警戒情報	土砂災害の危険度が高まった市町村名（県土砂災害情報システムで5kmメッシュの危険度分布把握可能）	
	水防警報・避難判断水位情報	河川水位の状況により、必要な水防活動・避難措置等のレベルを警告	坂川、新坂川
	雨量・水位	地上観測雨量・河川水位の実況（10分）	坂川、新坂川、横六間川等
国土交通省・気象庁	洪水予報・水防警報	河川水位の状況、予測により、必要な水防活動・避難措置等のレベルを警告	江戸川
	雨量・水位	地上観測雨量・河川水位の実況（10分）	利根川、江戸川
消防局消防署	雨量・風向・風速	地上観測の実況	
気象情報会社	雨量、配備支援情報	予測降雨量、配備レベルの指標	

### (2) 気象警報等の伝達

松戸市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、本部事務局危機管理課長は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）等にその旨を伝達する。

【資料編 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準】



ア 勤務時間外の措置

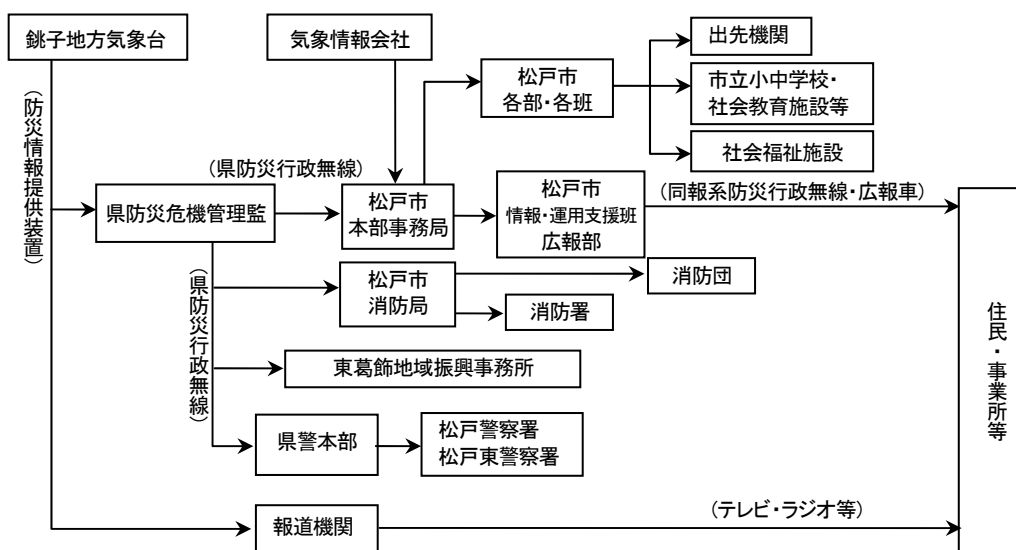
本部事務局は、配備前の段階から、気象情報会社等の提供情報を監視し、配備基準に該当する場合は、速やかに関係者等にその旨を連絡する。

イ 住民への伝達

総務班は、状況に応じて、同報系防災行政無線、松戸市安全安心メール、広報車の巡回等によりその旨を広報する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、土砂災害危険箇所の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 学校、社会福祉施設等への伝達

各部・各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育2部は教育施設へ、福祉1・2部は社会福祉施設への伝達を行う。



〈気象警報等の伝達系統〉

(3) 水防警報の伝達

江戸川、坂川、新坂川の水防警報は、松戸市水防計画に基づいて伝達する。

(4) 洪水予報、避難判断水位情報の伝達

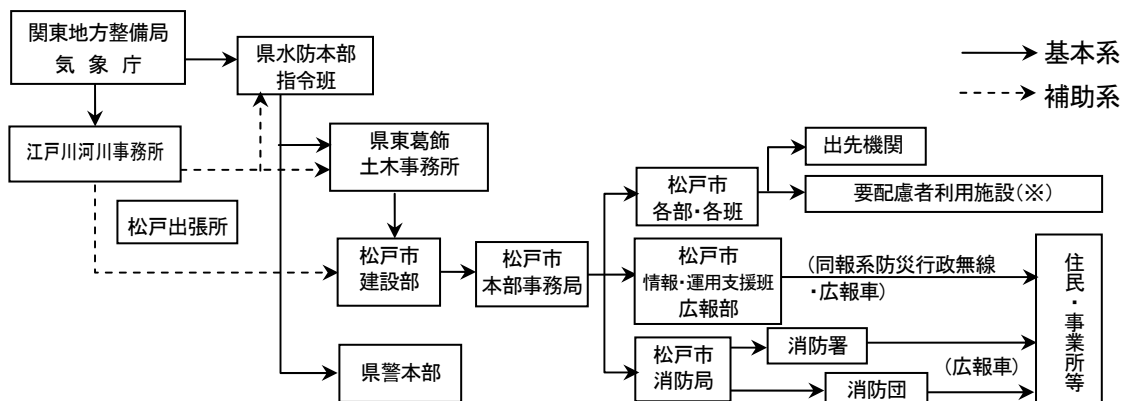
江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の避難判断水位情報が発表された場合、建設部は、各部・各班と連携して、浸水想定区域内の住民や要配慮者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。

〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉

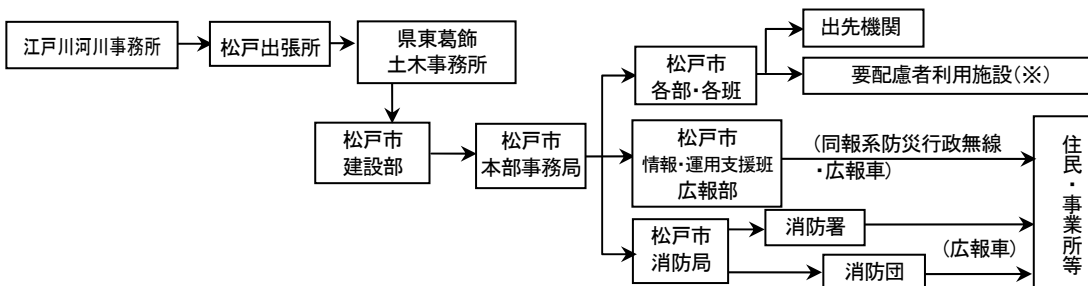
洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	市は避難準備情報発令を判断 住民ははん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

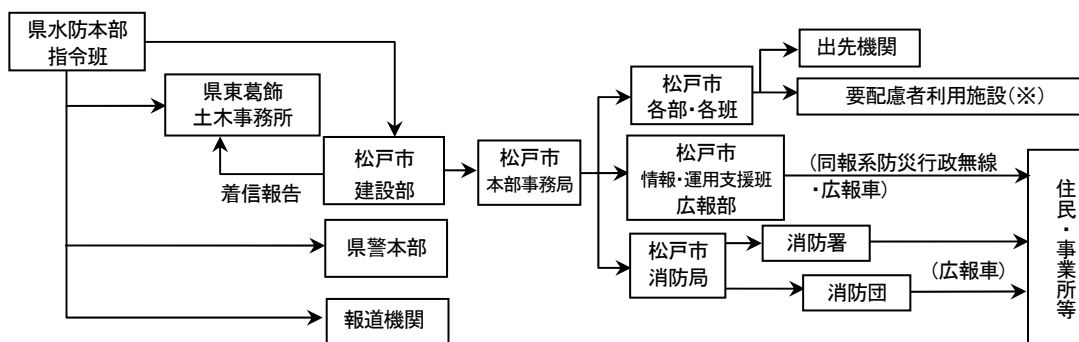
(国土交通省、2007) に加筆



〈江戸川洪水予報の伝達系統〉



〈利根運河、坂川・坂川放水路の避難判断水位情報の伝達系統〉



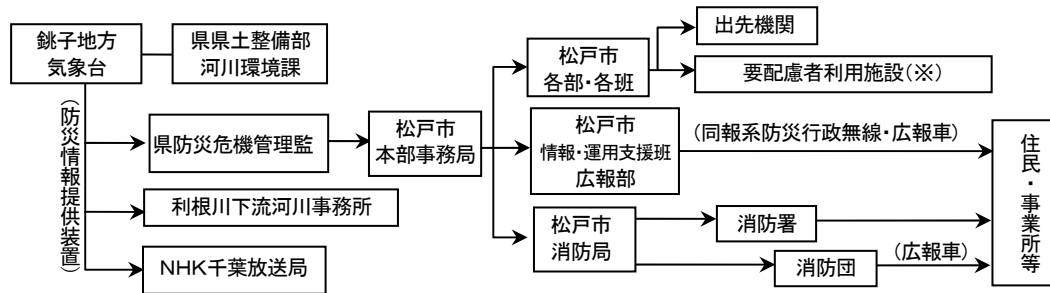
〈坂川・新坂川・真間川の避難判断水位情報の伝達系統〉

(※) 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

【資料編 浸水想定区域内の要配慮者関連施設一覧】

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害危険箇所の住民、要配慮者関連施設の管理者等に伝達する。



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

(※) 土砂災害危険箇所内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設

(6) 被害情報の収集

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、職員が参集途上において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

〈風水害等の初期に把握すべき主な事項〉

- ① はん濫（地区名、浸水深、ながれの方向等）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失、床上・床下浸水、地下階の水没等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ⑧ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ、浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ⑨ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- ⑩ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑪ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
- ⑫ その他重大な被害

〈情報収集方法〉

収集方法	備考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

## (7) 現地確認

各部・各班及び各防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに総務班に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等の前兆、避難勧告・指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

調査班は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

## (8) 異常現象発見の際の手続き（災害対策基本法第54条）

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

（ア）銚子地方気象台

（イ）その災害に関係のある近隣市町村

（ウ）最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

## (9) 留意事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民や住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

### 3 被害調査

---

各部・各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

各調査項目の被害認定基準は、「被害の認定基準」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

ア 各部・各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

イ 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。

ウ 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておくものとする。

また、場合により、航空写真の撮影を検討する。

【資料編 被害認定基準】

【震災編 第3章・第3節・3〈調査項目と担当〉】

## 4 情報のとりまとめ、報告

### (1) 情報のとりまとめ

各部・各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、情報・運用支援班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

【資料編 各部・各班の報告等一覧】

〈主な情報項目〉

種類	主な情報項目
被害 情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・ 来所者、入所者、職員等の安否 ・ 施設、設備、資器材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中の事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置 情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請 情報	① 斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 ④ 広報

### (2) 市本部への報告

各部・各班、防災関係機関から情報・運用支援班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時（9時及び15時現在で把握することを原則）に報告する。

ただし、緊急情報、市本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（FAX又はEメール等）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

### (3) 県への報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（防災危機管理監）に報告する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を消防庁及び県に報告する。

【資料編 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）】

〈県への報告責任者等〉

総括責任者 【市長】	被害情報等の報告を総括する。
取扱責任者 【危機管理課長】	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。

報告事項	① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 (被害の程度等は資料編「被害認定基準」に基づき判定する。) ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項
------	--

【震災編 第3章・第3節・4 〈国及び県への連絡方法〉】

(4) 被災者台帳の作成・活用

被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ (住民基本台帳に記載の) 住所又は居所 ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況 ⑥ 援護の実施の状況 (支援金等の支給、租税・公共料金の減免等) ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ⑧ 世帯の構成 ⑨ 罹災証明書の交付状況 ⑩ 台帳情報の提供先 (市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合) ⑪ 台帳情報を提供した旨及び日時 (台帳情報を提供した場合) ⑫ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
--

ア 被災者台帳の作成

関係各班は連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報（次表参照）を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

〈被災者台帳の作成に利用する主な情報〉

基本情報	① 住民基本台帳 ② 避難行動要支援者全体名簿 ③ 罹災台帳 (被災家屋認定調査結果)
付加情報	① 罹災証明書発行記録 ② 被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録

	③ 各種税金・公共料金等の減免申請記録
	④ 応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録

#### イ 被災者台帳の利用、提供

調査班は、被災者への罹災証明書交付の際、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請にあたり、被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

また、市以外の各種援護措置の実施機関（電力会社、ガス会社、NHK等）へ被災者台帳掲載情報を提供することについて本人が同意する場合、調査班はその申し出を受付ける。

市以外の各種援護措置の実施機関から被災者台帳情報の提供について申請があった場合、当該機関へ本人同意の範囲内で台帳情報を提供する。

## 5 広報

### (1) 情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

ア 確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

### (2) 広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や同報系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

ア 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。

ウ 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

#### 〈主な広報媒体〉

種別	媒体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線	情報・運用支援班
	広報車による巡回放送	広報部、消防局、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	ホームページ等への掲示	広報部
	ツイッター・フェイスブックへの掲示	広報部
紙面系	広報紙、チラシの発行	広報部
	公共（施設等）の掲示板	各部・各班、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

## 〈主な広報事項〉

時期	広報事項	媒体
警戒期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置</li> <li>○台風・気象情報</li> <li>○河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）</li> <li>○警報</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）</li> <li>○被災状況（浸水箇所、土砂災害(危険)箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）</li> <li>○避難情報（準備情報、避難勧告・指示とその理由、避難所等）</li> </ul>	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）</li> <li>○医療機関の状況</li> <li>○感染症対策活動の実施状況</li> <li>○食料、生活必需品の供給予定</li> <li>○災害相談窓口の設置状況</li> <li>○その他住民や事業所のとるべき措置</li> </ul>	同報系 更新系 紙面系

## (3) 市の広報

広報部は、各部・各班と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、各部・各班、防災関係機関に資料提供を依頼するとともに、必要に応じて現地への取材等により情報を収集する。

## ア 同報系防災行政無線等による緊急放送

避難勧告等の緊急情報を周知する場合は、同報系防災行政無線で住民等に放送するほか、必要に応じて広報車を併用する。

## イ ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報をリアルタイムに発信する。

## ウ 広報紙等の発行

被災者向けの生活情報等を網羅した広報紙「広報まつど災害生活情報」や、臨時のチラシを作成し、調査班や町会・自治会等と協力して各世帯に配布する。

## エ 避難者等への情報提供

(ア) 市民部と協力して、インターネットやFAX等も活用して、避難所生活者に災害情報を提供する。

(イ) 福祉1部と協力して、障害者、高齢者等への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(ウ) 国際交流協会と協力して、外国人への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供する。



## 6 報道機関への対応

### (1) 記者発表

広報部は、本部に近接する場所にプレスセンターを設置し、定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して住民への広報や物資等の支援を要請する。

広報部長は、発表情報を一元管理し、提供資料については総務部長と事前協議する。

### (2) 災害対策本部や避難者への配慮

災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。

また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

## 7 住民相談

### (1) 総合相談

広報部は、各部・各班と連携して、次に掲げる項目についての災害相談センターを市役所に設置し、各部・各班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

### (2) 各支所対応

市民部は、各支所において災害相談及び被災者の問い合わせ等に対応する。

#### 〈災害相談センターの相談項目例〉

① 罹災証明発行	⑥ 税の減免等
② 遺体の埋火葬	⑦ 医療・福祉
③ 生活再建支援金・義援金等の支給	⑧ 商・工・農林業への支援
④ 住宅支援	⑨ ライフライン復旧
⑤ 廃棄物、防疫	⑩ 教育

### (3) 安否情報の照会対応

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合は、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

#### ア 安否情報の収集、管理

市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者全体名簿による安否確認結果、行方不明者名簿等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

#### イ 安否照会の受付

市は、災害相談センター等の窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

## 〈安否照会者の確認事項〉

① 照会者の氏名、住所
② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
③ 照会をする理由

## ウ 安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

## 〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

## 第4節 救助・救急・消火活動・水防活動

### 【計画の指針】

火災・救助・救急等の事案が同時多発した場合には、消防局の災害対応能力を超える事態となるほか、道路冠水、夜間の出水等がある場合は、さらに活動手段にも支障がでる。また、大規模災害時には、医療機関も被災する中、医療ニーズが多発する事態も想定される。

このため、消防署、警察署等の関係機関は、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民・事業所、自主防災組織等は、地域の自主防災能力を発揮して救出・救護活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 救助活動	消防局、消防団、警察署
2 救急活動	消防局、消防団、保健医療部
3 消火活動	消防局、消防団
4 水防活動	建設部、消防局、消防団
5 地下空間の安全対策	本部事務局、消防局
6 惨事ストレス対策	消防局、保健医療部

### 1 救助活動

消防局の活動は、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づき、消防活動を最優先としながら、併せて、救助救急活動に万全を期する。

#### (1) 行方不明者情報の収集

消防局及び消防団は、災害により要救助者、行方不明者が発生した場合、住民、自主防災組織等から要救助者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

#### (2) 救助活動要領

消防局及び消防団は、互いに連携し、救助資器材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。災害の状況等により消防局及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要な場合、市長（本部長）は、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

【震災編 第3章・第4節・1〈救助・救急活動の原則〉】

#### (3) 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

資器材は、自主防災組織が所有するもの等を有効利用するほか、松戸市危険物安全協会、千葉県石油商業協同組合松戸支部に加盟するガソリンスタンド及び千葉県自動車整備振興会松戸支部に加盟する自動車整備工場の「震災時住民協力事業所」の救助用具を活用する。

#### (4) 警察の活動

ア 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

イ 救出した負傷者は、応急手当を施したのち、医療救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

## 2 救急活動

---

三師会等が設置する「災害医療対策本部」と連携して、効果的な救急活動を行う。

### (1) 救急搬送

トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「災害医療協力病院」又は「市立病院」に搬送する。市外の後方医療機関（県災害拠点病院等）への搬送は、応援の救急隊を充てることとし、「引継ぎ拠点（経由地）」を状況に応じて設定して、引き継ぎを行う。なお、道路の浸水等で救急車等による搬送ができない場合は、県を通じて自衛隊等へヘリコプター等の出動を要請する。

トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、住民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

### (2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置して、災害医療対策本部に医療救護班の派遣を要請する。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に、応急救護所、医療機関への輸送協力を求めるなど、関係機関と連携して効果的な活動を行う。

## 3 消火活動

---

### (1) 活動方針

火災発生時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とし、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づいて活動するものとする。

【震災編 第3章・第4節・3〈消火活動の原則〉】

### (2) 活動体制の確立

消防局は、あらかじめ定める災害配備連絡表に基づいて、職員、団員を動員する。また、職員は速やかに参集する。

【震災編 第3章・第3節・3〈大地震発生時の消防機関の体制〉】

【震災編 第3章・第4節・3〈連絡系統〉】

### (3) 消防団の活動

消防団は、事項により活動するものとする。

#### ア 住民への出火防止の広報、住民との協力による初期消火

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

#### イ 消防局と連携した消火活動

消防局が出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防局と協力して行うものとする。

#### ウ 要救助者の救助救出、応急措置、救護所への搬送

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

## エ 避難勧告・指示の伝達と避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

## (4) 消防広域応援要請

消防局長は、一定規模の災害が発生した場合、「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県 平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

## (5) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

## (6) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、初期消火活動や延焼防止措置等を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

## 〈事業所の消火活動等〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報</li> <li>② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動</li> <li>③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難</li> <li>④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達</li> <li>⑤ 立入り禁止措置等の実施</li> </ul> |
|--|

なお、それぞれの施設の応急対策は次のとおりとする。

## ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県及び消防局は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

## イ 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防局は、危険物施設等の所有者・管理者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (ア) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

## ウ 危険物等輸送車両の応急対策

- (ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用期限の緊急措置命令を発する。

## 4 水防活動

---

### (1) 水防体制

水防活動の組織は、災害対策本部の組織とする。

### (2) 警戒巡視

気象注意報、警報等の発表又は降雨により河川の増水、はん濫等が予測される場合、市内の中小河川、水路、道路など所管施設等の状況を巡視する。特に、過去の災害で大きな被害が発生した箇所や水害の発生が予測されている箇所については、重点的に巡視を行い、関係機関等と情報を共有し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### (3) 事前の浸水防止対策

被害の発生が予測される場合は、過去に発生した被害のデータなどを基に、土のうの配備や集水柵の清掃等、事前の浸水防止対策を強化する。また、市民からの要望についても的確に対応し、災害への不安や被害の軽減に努める。

### (4) 応急対策活動

市内の中小河川及び排水路等のはん濫又は倒木などにより危険がある場合は、次のような応急対策を実施する。

なお、消防本部又は消防団は、床上浸水等の発生のおそれがあり、市民の生命に危険が及ぶと認められるときは、付近の住民に避難勧告等を伝達し、避難誘導・支援等を実施する。また、通行止め等の措置が必要な場合は、警察署や道路管理者と連携し対応に当たる。

水防活動の実施にあたっては、消防職員、消防団員、対応職員等の安全確保に配慮する。

#### 〈応急対策活動〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①浸水箇所では土のう積みによる防御、ポンプによる排水を行う。</li><li>②道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる。</li><li>③通行の障害となる道路上の障害物は除去する。</li><li>④倒木、落下物等で危険なものは除去する。</li><li>⑤床上浸水等が発生するおそれのある場合は、避難勧告等を伝達し避難所等に誘導する。</li></ul> |
|--|

## 5 地下空間の安全対策

---

### (1) 浸水情報等の伝達

浸水が発生したとの情報を入手した場合は、周辺施設の地下空間の管理者等に伝達する。

特に、不特定多数の者が利用する地下施設については、電話等により確実に伝達する。

地下空間の管理者等は、気象情報、被害情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

### (2) 避難活動

本部長（市長）は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、消防本部等を通じて適切な避難誘導・支援を実施する。

地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導・支援を行う。

### (3) 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、

防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、立ち入りの禁止措置等を行い、消防署へ通報する。

## 6 惨事ストレス対策

---

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、緊急時サポートチーム派遣要綱等に基づき、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第5節 災害警備・防犯対策

### 【計画の指針】

大規模災害時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害警備	警察署
2 防犯対策	市民部、警察署

## 1 災害警備

### (1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

### (2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

#### ア 連絡室

大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

#### イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

#### ウ 総合対策本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

### (3) 警備活動

警察署は、災害が発生した場合、次の活動を実施する。

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資器材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）



- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

## 2 防犯対策

---

警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民部は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所運営委員会（※第7節の「5 避難所の開設と運営」参照）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

## 第6節 交通・輸送対策

### 【計画の指針】

大規模な風水害では、道路の冠水や施設の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、警戒段階から道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握するとともに情報を共有し、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、浸水域等の救助等に対し、ボートやヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するとともに、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 道路の確保	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 緊急通行車両等の確認	財務班
3 緊急輸送	財務班、都市部

### 1 道路の確保

#### (1) 道路情報の収集

災害の警戒段階から、建設部は、警察署及び各道路管理者と協力して、道路の被災状況、交通状況等を収集し、共有する。

また、避難勧告等が実施される場合は、避難対象地区の道路の浸水状況等を確認し、市本部へ報告する。

#### (2) 道路の啓開、応急復旧

建設部は、管理道路上の土砂や倒木等の障害物除去、放置車両の移動等を、災害協定団体等の協力を得て実施する。また、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

また、警察署及び各道路管理者は、道路施設、交通管理施設の応急復旧を行う。

ア 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、主要道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所を含む道路は、迂回路の確保に努める。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、市、放送事業者、報道機関等を通じて広報する。

【資料編 災害協定一覧】

#### (3) 車両の移動等

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

#### (4) 交通規制

建設部は、他の道路管理者、警察署と協力して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため

必要な路線について、通行禁止又は制限等の措置をとる。また、交通規制や道路が被災した場合は、必要に応じて迂回路を設定する。

警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制及び警戒にあたる。

【震災編 第3章・第6節・1〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉】

## 2 緊急通行車両等の確認

---

### (1) 申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

財務班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を知事又は公安委員会に提出する。知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

### (2) 緊急通行車両等の事前届出について

ア 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

## 3 緊急輸送

---

### (1) 車両、燃料の確保、管理

財務班は各部・各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、協定団体等からトラック、バス等を調達する。

燃料は、松戸市内の燃料販売業者から調達する。

## 〈車両の調達と運用方法〉

調達先、車種等		1次運用	2次運用
市	無線車	避難誘導、道路緊急調査	各対策部の応急活動内容を考慮
	その他		
指定公共機関（日通）			救助物資の搬送
協 定 団 体	タクシー	応急救護所（傷病者の搬送）	
	一般乗合バス	応急救護所（傷病者の集団搬送）	被災者の集団搬送
	トラック		水・食料・生活必需品の搬送
	軽トラック		医療資材集配拠点（医薬品の搬送） 救援物資集配拠点（容器入り飲料 水・食料・救援物資の搬送）
	バイク	情報収集等	
その他民間車両			人員輸送

【資料編 災害協定一覧】

## (2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)等に、鉄道輸送を要請する。

## (3) ヘリコプターによる輸送

陸上交通の途絶の場合や特に緊急を要する輸送の場合等は、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、都市部は自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設、管理する。

## 〈臨時ヘリポート予定施設〉

① 21世紀の森と広場	⑦ 県西部防災センター
② 金ヶ作公園	⑧ 松戸運動公園
③ 六実中央公園	⑨ 江戸川河川敷（上葛飾橋南側）
④ 市立松戸高校	⑩ 江戸川河川敷（古ヶ崎野球場）
⑤ 東部スポーツパーク	⑪ 県立松戸馬橋高校
⑥ 旧県立松戸矢切高校	⑫ 県立小金高校

【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】

## (4) 水上輸送

水上輸送を必要とする場合は緊急船着場（小山）を活用するとともに、自衛隊及び船舶保有者に対して船舶輸送を要請する。

## 第7節 避難対策

### 【計画の指針】

- 土砂災害や生命に危険を及ぼす浸水被害等がある場合は、避難勧告・指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直轄職員、学校職員、施設職員、地域住民が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難所運営委員会を設立して実施する。
- 避難生活では、専用スペース、介護支援、福祉避難所の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れる対策を実施する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難行動の原則	—
2 避難の勧告・指示等	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署
3 自主避難	住民
4 避難誘導	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団
5 避難所の開設と運営	市民部、環境部、福祉2部、教育1・2部
6 避難所等の閉鎖	市民部
7 在宅避難者の支援	総務部、経済振興部、保健医療部
8 広域一時滞在	本部事務局

### 1 避難行動の原則

- (1) 避難勧告等に強制力が伴っていないのは、一人ひとりの命を守る責任は、最終的には個人にあるという考え方に立っている。このため、避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する必要がある。
- (2) 避難勧告等は、大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の被害が発生するような災害を対象とし、危険な場所から住民が立ち退くこと（以下「立ち退き避難」という。）を求めて発令することを基本とする。
- (3) 平地を流れる小河川の洪水による氾濫を含む水深の浅い浸水は、屋内の安全な場所へ退避することにより安全を確保（以下「屋内安全確保」という。）できる極めて短い時間の局所的な大雨で発生する浸水に対しては、避難勧告等の発令は困難である場合が多く、基本的には各人の判断で危険な場所から退避することが重要である。
- (4) 避難勧告の発令の際に暴風雨で身動きが取れなくなることが予想される場合や、想定を上回る規模の災害が想定されるような場合においては、より安全を目指して早めの避難を促すことが重要となる。

## 2 避難の勧告・指示等

### (1) 避難の勧告・指示等の発令

#### ア 避難の勧告・指示の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「避難準備情報」を発表する。

避難勧告等の種類	住民等に求める行動
避難準備情報	①気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要性について考える。 ②立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ③要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	立ち退き避難する。
避難指示	①避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ②土砂災害から立ち退き避難をしそびれた者が、屋内安全確保をする。

なお、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、本部長（市長）は必要と認める地域の居住者等に対して屋内安全確保に関する措置を指示することができる（災害対策基本法第60条）。

#### イ 判断基準

避難勧告等の判断は、洪水予報河川（江戸川）、水位情報周知河川（利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川）の浸水想定区域の住民に対しては、洪水予報やはん濫警戒情報を目安に、また、土砂災害危険箇所の住民等に対しては、土砂災害警戒情報を基準に行う。

なお、決定にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

## 〈避難の種類及び発令基準〉

	内 容	判 断 基 準
避難準備 情報	<p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</p> <p>②人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>①次の条件において本部長（市長）が必要と認めるとき</p> <p>②【河川】 はん濫注意情報が発表されたとき</p> <p>③【土砂災害】 千葉県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「警戒」になったとき</p> <p>④その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</p>
避難勧告	<p>①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階</p> <p>②人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>①次の条件において本部長（市長）が必要と認めるとき</p> <p>②【河川】 はん濫警戒情報が発表されたとき</p> <p>③【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報の発表 ・土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「厳重警戒」になったとき</p> <p>④【河川】 ・1時間雨量50mmかつ累積雨量150mmを超えるとき</p> <p>⑤河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき</p> <p>⑥火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき</p> <p>⑦その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</p>
避難指示	<p>①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>③人的被害の発生した状況</p>	<p>①次の条件において本部長（市長）が必要と認めるとき</p> <p>②【河川】 ・はん濫危険情報又ははん濫発生情報が発表されたとき ・江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路、新坂川又は真間川がはん濫したとき</p> <p>③【土砂災害】 土砂災害の前兆現象があるとき</p> <p>④その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</p>

## 〈避難の勧告・指示の発令権者及び要件〉

実施者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	
警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水 (指示)	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

## (2) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

## 〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警察官	同上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき	消防法 第28条 第23条の2※
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

※消防法第23条の2では、危険物の漏えい等の事故の場合に、消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が行う。



## (3) 住民への伝達

避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

伝達方法	伝達内容
①防災行政無線により伝達する。 ②市、警察、消防等各機関は、広報車を利用し関係地域を巡回し伝達する。 ③災害現場へ派遣された職員は、本部の指示に基づき戸別訪問等により関係地域への伝達を行う。 ④安全安心メールにより、登録者に一斉配信する。 ⑤ケーブルテレビ等報道機関に伝達を依頼する。 ⑥市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ツイッター、ソーシャルネットワークワーキングサービスなどの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民への伝達を行う。	①避難対象地域（町名、施設名等） ②避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） ③避難先（場所・施設名等） ④避難経路（安全な方向及び避難場所等の名称） ⑤その他（避難行動時の最小携行品、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

【資料編 避難場所一覧】

## (4) 要配慮者関連施設への伝達

浸水想定区域又は土砂災害危険箇所の要配慮者関連施設については、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、洪水予報、避難判断水位情報又は土砂災害警戒情報の伝達方法（※第3節の「2 情報収集・伝達」参照）に準じて、該当施設の施設管理者に避難勧告等を伝達する。

## (5) 県に対する報告

避難の準備情報及び勧告、指示又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。

【資料編 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）】

## (6) 関係機関への通報

市長（本部長）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

### 3 自主避難

避難は、原則として避難者による自主（自力）避難とする。避難に当たっては、自主防災組織、町会・自治会、連合町会、民生委員・児童委員、高齢者相談員などが中心となり、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者を優先させる。

自力で避難できない場合、又は避難途中に危険がある場合、あるいは病院等の入院患者や病弱者の場合、それらの避難については車両等を利用して行うものとする。

## 4 避難誘導

---

### (1) 住民の避難誘導

浸水又はがけ崩れのおそれがある場合等、安全な場所への避難誘導が必要な場合、調査班、消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等に伝達し、協力して避難誘導を行う。

### (2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、保健医療部、福祉1部は、消防団、福祉関係者等の様々な機関等の協力を得て避難支援を行う。

### (3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒・園児・利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

## 5 避難所の開設と運営

---

### (1) 避難所の開設

原則として本部長が指定避難所の開設の要否を判断する。

ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。

勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した「避難所直行職員」が開設する。

また、避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。

### (2) 避難所の運営

#### ア 避難所運営委員会

避難所運営委員会を町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者をもって速やかに立ち上げる。

避難所運営委員会を運営するため、避難所運営委員長、副委員長及び総務班・施設管理班・食料物資班等、各役割の班長を選出する。

#### イ 避難所の運営項目

(ア) 運営方針、生活ルールの設定

(イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力

(ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成

(エ) 情報管理、広報

(オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理

(カ) 秩序の維持、警備

(キ) 入浴・散髪

(ク) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮

(ケ) 傷病者の搬送

(コ) 医療・健康相談スペースの確保

(サ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催

(シ) 各種記録の作成

(3) 支所の役割

ア 支所は、支所管轄地域内の避難所との通信連絡を確保し、災害対策本部（情報・運用支援班又は避難所ブース）へ、収集した支所管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援要請を要請する。

イ 本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域の避難所は市民部へ報告する。

市民部は、災害対策本部（情報・運用支援班）へ、収集した管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

ウ 支所は逐次人員を強化し、災害対策本部の避難所ブースと連携して避難所の開設運営を支援する。

(4) 初期対応協力事項

ア 避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。

イ 初期対応協力事項

(ア) 施設・設備の安全点検

(イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集

(ウ) 開放スペースの指示

(エ) 避難者名簿の作成

(オ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て

(カ) 避難所運営委員会の立ち上げ及び行動

(キ) 必要により、ホイップアンテナを利用したMC A無線機の移動

(5) 避難所担当職員

災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直行職員を避難所担当職員に逐次交代させる。

避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2部又は市の全職員をもってあてる。

(6) 健康・衛生対策等

市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。

ア 要配慮者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第18節 要配慮者への対応」による。

イ し尿対策

環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。

ウ 医療、保健衛生対策

保健医療部と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第9節の「2 保健活動」及び第8節の「3 被災者の健康管理」による。

#### エ ペット同伴者対策

ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

#### オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、障害者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や障害者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) トイレ、洗濯、入浴対策（設備確保、利用ルール設定等）

(エ) 娯楽、防犯用品の確保

(オ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

#### カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

#### (7) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、支所(本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。

市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

## 6 避難所等の閉鎖

---

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

## 7 在宅避難者の支援

---

市は、市の避難所以外の自宅等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。

(2) 経済振興部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。

## 8 広域一時滞在

---

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

### (1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

### (2) 広域一時滞在の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、各部局が連携して広域避難者の受け入れに努める。

## 第8節 応急医療

### 【計画の指針】

- 災害発生時には災害医療対策本部及び応急救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、災害医療対策本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、応急救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となって行い、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸健康福祉センター（保健所）
2 医療救護活動	保健医療部、病院1・2班、消防局、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院1・2班、松戸健康福祉センター（保健所）、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会

### 1 医療救護体制

災害発生時には、衛生会館に松戸市災害医療本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸健康福祉センター（保健所）等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、災害医療本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

災害医療対策本部では、被災地域内における医療機関や応急救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT※1・JMAT※2）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は市立病院（災害拠点病院）等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸健康福祉センター（保健所）は、連絡調整のため職員を派遣し、応急救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。(主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。)

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

## 2 医療救護活動

---

### (1) 災害医療対策本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、衛生会館に医療救護活動を専門的に統括する災害医療対策本部を設置する。

災害医療対策本部には、松戸市医師会長を本部長として、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、看護協会松戸支部及び健康福祉部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。

【震災編 第3章・第8節・2〈災害医療対策本部の構成等〉】

【震災編 第3章・第8節・2〈災害医療対策本部の各部の所掌業務〉】

### (2) 災害医療コーディネーター

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーターが実施する。なお、超急性期(72時間以内)の医療活動の調整を重視するものとする。

### (3) 医療救護班の編成

災害医療対策本部は、応急救護所を配置する場合、松戸市医師会、松戸歯科医師会及び松戸市薬剤師会から、各応急救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、災害医療対策本部を通じ、県災害医療本部及び松戸健康福祉センター(保健所)等に医薬品の供給や応援を要請する。

### (4) 医療情報の収集

松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、ちば救急医療ネット、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

### (5) 応急救護所の開設

医療救護情報部は、応急救護所に職員を派遣し、保健室等に活動環境を確保し、流通備蓄医療資器材を確認する。応急救護所に保管する流通備蓄医療資器材が不足する場合は、支所保管の流動備蓄品を活用する。

### (6) 応急救護所の運営

応急救護所の運営は、ボランティア等の協力の下で市職員が行い、応急救護所における医療・救護活動は、松戸市医師会を中心とした医療救護班が実施する。

## 〈応急救護所での活動〉

- ① 災害医療対策本部、関係機関等との連絡・調整
- ② ボランティアの要請・調整
- ③ 負傷者の緊急度の見極め（トリアージ）
- ④ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ⑤ 負傷者（軽症者）への応急処置
- ⑥ 死亡の確認

## (7) 傷病者の搬送

自宅や救出現場から応急救護所又は市内の病院までの搬送は、救急車、公用車、応援車両等により行う。災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

応急救護所等までの搬送については、自主防災組織、町会・自治会及び事業所（自衛消防組織）などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

その他、応急救護所から病院への搬送、多数の負傷者の搬送等は、災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

## (8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合は、千葉県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

## (9) 助産

通常の出産については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

## (10) 医療救護班等の受入れ

災害医療対策本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT・JMAT）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

## (11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には応急救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸健康福祉センター（保健所）及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸健康福祉センター（保健所）に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

### 3 被災者の健康管理

## (1) 避難所での健康相談

被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれる場合は、避難者の疾患予防のため、松戸健康福祉センター（保健所）と連携し、避難所内において健康相談を実施する。

特に、集団感染症の予防や、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病、精神科、歯科等



の予防対策を含めた相談を実施する。

(2) 巡回医療

保健医療部は、避難所等に避難している住民の疾患の予防のため、松戸健康福祉センター（保健所）と連携して避難所に避難所救護センターを設置し、病院1・2班、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、千葉県接骨師会の協力を、また他地域の医師会、歯科医師会等の協力も得て、精神科、歯科等を加えた巡回医療を実施する。

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チランの配布や保健師等による指導など、松戸健康福祉センター（保健所）と連携した活動を行う。

(3) こころのケア

災害によるショックや自らの被災状況の中で精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥るなどの精神的なダメージに対し、県や専門ボランティア等の協力を得て、医師や看護職、心理職等による巡回相談を実施する。

(4) 医療情報の提供

通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

## 第9節 防疫・清掃・障害物の除去

### 【計画の指針】

- 災害発生後、速やかに生活に伴い最低限生じる「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「ビン、缶」の収集を開始するよう努める。
- 清掃工場の稼働停止に伴い、クリーンセンター等に臨時集積場所を設置し、収集したごみの仮置きを行う。
- 断水等によりトイレが使用不可能な場合は、自宅トイレを使用し、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。
- 避難所のトイレが使用不可能で、避難生活が1日以上に及ぶ場合は、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。
- 可能な限り自宅トイレや簡易トイレ等により自己処理に努めるとともに、下水道等の使用不可能な地域において、必要と認められる場所に仮設トイレを設置する。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路や災害時重要路線を優先に除去を行う。災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸健康福祉センター（保健所）、（一社）松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸健康福祉センター（保健所）、（一社）松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	都市部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境部、都市部
7 動物対策	環境部、松戸健康福祉センター（保健所）、県動物愛護センター、県獣医師会

## 1 防疫活動

### (1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

### (2) 防疫活動

#### ア 検病調査及び健康診断

松戸健康福祉センター（保健所）は、松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸健康福祉センター（保健所）に協力する。

#### イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸健康福祉センター（保健所）の行う必要な措置について協力する。

## 〈感染症患者等への措置〉

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査  | ④ 消毒等  |
| ② 感染症指定医療機関への入院勧告 | ⑤ 就業制限 |
| ③ 健康診断            |        |

## ウ 広報活動

保健医療部は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

## エ 消毒の実施

環境部は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地区に消毒を行う。

また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資器材・薬剤は、市が備蓄するものを使用するが、不足する場合は、松戸健康福祉センター（保健所）、松戸市薬業協同組合、協定団体から調達する。

## オ 避難所の防疫措置

保健医療部及び環境部は、消毒薬剤及び殺虫剤を散布するとともに、衣服の日光消毒、手洗いの励行等について指導する。

## カ 報告

保健医療部は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

## 2 保健活動

---

## (1) 巡回医療

保健医療部は、（一社）松戸市医師会、松戸健康福祉センター（保健所）等との連携のもと医療救護班を編成して巡回医療を行い、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

## (2) 入浴情報の提供

保健医療部は、入浴施設に関する情報を提供する。

## (3) 食中毒等の予防

保健医療部は、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

## 3 し尿の処理

---

水洗トイレの使用ができない場合、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

## (1) 避難者対策

災害発生当初、避難所のトイレが使用できない場合は、市の備蓄トイレやマンホールトイレ（一部の避難所に設置）を使用する。不足する場合は、環境部に仮設トイレの設置を要請する。

環境部は、応援自治体やレンタル業者等に、避難所等への仮設トイレの設置を要請する。

## (2) 在宅者対策

自宅に残留する住民は、簡易トイレ等により自宅で処理するため、環境部は、必要に応じて業者等から簡易トイレを確保し、住民へ配布する。

## (3) 収集処理体制の確立

環境部は、し尿処理施設の被害状況、避難所等の仮設トイレの配置状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、必要な収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿は、し尿処理施設にて処分するが、市で対応できない場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村に応援を要請する。

## 4 ごみの処理

### (1) クリーンセンターにおける措置

環境部は、クリーンセンターの稼働が停止した場合、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

### (2) 処理体制の確立

環境部は、清掃施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等をふまえて、ごみ処理実施体制や方法を決定する。

ごみの収集等は、市内許可業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

### (3) その他

#### ア 排出ルール等

必要に応じて、被災地区に仮集積所を開設し、町会・自治会に分別や排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。

#### イ 仮置場の確保

ごみが大量の場合は、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を確保する。

## 5 障害物の除去

### (1) 道路・河川障害物の除去

各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握する。自動車、遺体等の特殊なものを除き、主要道路を優先して、障害物を除去する。

各河川管理者は、河川における流下障害物の状況を把握する。二次災害の危険性がある場合は、障害物の除去や排水等を行う。

建設部は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、都市部と協力して実施する。

【資料編 災害協定一覧】

### (2) 住居障害物の除去

都市部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者</li><li>② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者</li><li>③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者</li></ul> |
|---|

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

## 6 がれき等の処理

### (1) 処理量の予測・対象等

大量のごみ、除去障害物、がれき等が予想される場合、環境部は、家屋等の被害状況等から廃棄物の収集・処理見込み量を推定する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、都市部が民間事業者の紹介等を行う。

〈水害廃棄物の発生量のめやす〉

項 目	数 量
全 壊	12.9 t / 世帯
大規模半壊	9.7 t / 世帯
半 壊	6.5 t / 世帯
一部損壊	2.5 t / 世帯
床上浸水	4.6 t / 世帯
床下浸水	0.6 t / 世帯

(平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より)

### (2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：公園やスポーツ施設等の公有地等）を確保する。

### (3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 市のみで最終処分までの処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。

## 7 動物対策

### (1) 死亡獣畜の処理

環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸健康福祉センター（保健所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。

### (2) 放浪動物への対応

環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸健康福祉センター（保健所）、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

### (3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルール

に基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸健康福祉センター（保健所）及び(社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

## 第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理

### 【計画の指針】

- 行方不明者の捜索、遺体の処理を迅速に行うため、優先して必要な人員を増員する。
- 多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に遺体安置所を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防局、消防団と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、必要に応じて被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 行方不明者の捜索	消防局、警察署、消防団
2 遺体の処理	保健医療部、警察署、日本赤十字社千葉県支部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	保健医療部

## 1 行方不明者の捜索

### (1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

本部事務局は、次の情報を整理・活用して、警察・自衛隊等の捜索を行う機関と連携する。

- ア 警察署等が保有する行方不明者情報
- イ 通報や相談窓口等で受け付けた行方不明者情報
- ウ 避難所、応急救護所、遺体安置所、医療機関等の収容者情報
- エ 避難行動要支援者の安否確認情報
- オ 関係部局が保有する市民情報（住民基本台帳）

名簿は警察、自衛隊等の捜索を行う機関と共有する。

### (2) 捜索

消防局及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視（見分）を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。10日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

## 2 遺体の処理

### (1) 遺体処理の対象

保健医療部は、次の場合に遺体の処理を行う。

ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

イ 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

### (2) 遺体安置所の設置

保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体安置所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

### (3) 遺体の検視（見分）

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

### (4) 遺体の搬送

遺体安置所等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

### (5) 遺体の処理

保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

#### 〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

## 3 遺体の埋火葬

### (1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋火葬を行う。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

### (2) 埋火葬の受付

保健医療部は、遺体安置所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

### (3) 埋火葬

遺体は松戸市斎場で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域



火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成8年規則9号）により扱い、市納骨堂に保管する。

## 第11節 生活支援

### 【計画の指針】

#### 〈給水〉

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場、井戸、貯水槽及び緊急遮断弁付き受水槽へ市民、自主防災組織、町会・自治会等が飲料水を取りにくることを基本とする。
- 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、避難所、公園に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

#### 〈食料の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄食料で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

#### 〈生活必需品等の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄物資で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 給水	水道部、県水道局
2 食料の供給	経済振興部、市民部、福祉1・2部、調査班、情報・運用支援班
3 生活必需品の供給	経済振興部、市民部、福祉1・2部、調査班
4 救援物資の受け入れ	経済振興部
5 物資集配拠点の運営	経済振興部、教育1部

## 1 給水

### (1) 水源の確保

水道部は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県水道局は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

## (2) 水源の水質検査及び保全

水道部は、確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

また、防災協力民間井戸については、水質検査のできる事業者を検査を依頼する。

## (3) 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を優先するため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

## (4) 給水活動の準備

水道部は、次のように給水活動の準備を行う。

## 〈給水活動の準備〉

活動計画の作成	○給水所（避難所等） ○給水量 ○資器材の準備	○給水ルート ○広報の内容・方法等 ○水質検査	○給水方法 ○人員配置
給水資器材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）		
応援要請	自衛隊、他水道事業者		

## 〈目標給水量〉

時 期	1日あたり目標量	主な用途
災害発生～3日目	1リットル/人	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル/人	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル/人	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
22日目～	250リットル/人	ほぼ通常的生活（若干の制約はある）

（公財）水道技術研究センターによる  
農林水産省「家庭用食料品備蓄ガイド」による

## (5) 給水方法

## ア 直接給水

防災用井戸、飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽、防災協力民間井戸等では、当該施設で、被災者に直接給水する。

## イ 搬送給水

配水場で、給水車等（トラックに積載する給水タンク、ポリエチレン容器、簡易水槽等を含む）に給水して、給水所へ搬送し、被災者等に配布する。

搬送容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

【資料編 災害協定一覧】

## ウ 給水順位

応急救護所及び応急給水重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

【資料編 応急給水重要施設（災害医療協力病院含む）一覧】

## エ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

## オ 県水道局の協力

県は水道部と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

(ア) 給水車等への注水

(イ) 重要施設（医療施設、福祉施設及び救護所等）への給水協力

(ウ) 仮配管、仮設給水栓の設置

(エ) 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導

## (6) 応援要請等

「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等に応援を要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

【資料編 災害協定一覧】

## (7) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

## 2 食料の供給

## (1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

## (2) 需要の把握

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

経済振興部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）、情報・運用支援班（災害応急対策活動従事者）等と連携して、支給対象者を把握し、配食計画（数量、メニュー等）を作成する。

〈食料供給の対象者〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所に収容された者</li> <li>② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等があつて炊事のできない者</li> <li>③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者</li> <li>④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</li> <li>⑤ 災害応急対策活動従事者</li> </ul> |
|--|

## (3) 食料の調達

経済振興部は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。

調達食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り災害時要援護者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

【資料編 災害協定一覧】

## (4) 食料の輸送、供給

食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。また、各避難所への配給品目、数量等は市民部（避難所担当）、福祉1・2部（福祉避難所担当）と連携して決定する。

物資集配拠点（5の(1)参照）に受け入れた物資は、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所内での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

## (5) 炊き出し

避難所運営委員会や自主防災組織、町会・自治会等から炊き出しの要望があった場合には、各主体が自主的に行うことを原則として対応する。

炊き出しのための燃料、調理器具、食材等は、防災倉庫や協定締結機関等から調達する。また、状況に応じて、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊き出しの支援を要請する。

炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

### 3 生活必需品の供給

## (1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

## (2) 需要の把握

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

経済振興部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。

## (3) 物資の調達

経済振興部は、必要がある場合、協定団体等から調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。

【震災編 第3章・第11節・3 〈生活必需品の例〉】

【資料編 災害協定一覧】

## (4) 物資の管理

調達した生活必需品は、物資集配拠点（5の(1)参照）にて受け入れ、関係事業者やボランティア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

## (5) 物資の輸送、配給

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。

避難所へ直接輸送できない場合は物資集配拠点に受け入れた後、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、

円滑に実施できるよう努める。

避難所等での配布は、避難所生活運営委員会が実施する。

## 4 救援物資の受け入れ

---

### (1) 救援物資の要請・受け入れ

救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済復興部が受け入れを行う。

#### ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

#### イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

## 5 物資集配拠点の運営

---

### (1) 物資集配拠点

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。

経済復興部及び教育1部は、南部市場、松戸運動公園、森のホール21に物資集配拠点を設置し、物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

災害対策本部は、受け入れ予定について、経済復興部と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。

財務班は、避難所等への供給のためのトラック等の手配や物資輸送を、災害協定を締結した輸送業者等に要請する。

### (2) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、県は市からの要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」の供給を行う。

市は、「プッシュ型」の供給に対応できる体制及び物資集配拠点等をあらかじめ整備する。

## 第12節 二次災害の防止

### 【計画の指針】

強雨が収まった後も地盤の緩みによる土砂災害や宅地の崩壊に警戒するとともに、危険物施設等での危険物の漏洩・爆発等、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動を実施する。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 がけ地の危険防止	消防局、建設部、都市部、県東葛飾土木事務所
2 被災宅地の危険度判定	都市部、建設部
3 危険物施設等対策	消防局、県
4 放射性災害対策	消防局、消防団

### 1 がけ地の危険防止

#### (1) 土砂災害の警戒・巡視

県から土砂災害警戒情報が発表された場合、あるいは住民から異常現象の通報があった場合は状況を確認し、必要と認めた場合は、土砂災害危険箇所に住する住民に対し、注意喚起や避難勧告又は指示（※第7節の「1 避難行動の原則」参照）を行う。

#### (2) 土砂災害発生時の措置

がけ地は、県東葛飾土木事務所の支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、災害協定団体等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難勧告又は指示（※第6節の「1 避難の勧告・指示等」参照）を行う。

### 2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市部は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 3 危険物施設等対策

#### (1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防局及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

## (2) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## 4 放射性災害対策

---

## (1) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検応急措置、環境監視などを実施する。

## (2) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

消防局長又は消防署長及び市長（本部長）は、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

なお、消防団は、消防局と連携し、現場からの距離を置き支援活動に従事する。



## 第13節 災害派遣・応援要請

### 【計画の指針】

江戸川や坂川等がはん濫した場合には、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。

このため、大規模な災害が予想されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班
2 自治体等への応援要請	本部事務局、情報・運用支援班
3 消防の広域応援要請	本部事務局、消防局
4 水道・下水道事業体の相互応援	水道部、建設部
5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	本部事務局

## 1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

### (1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### (2) 派遣要請の手続き

市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部事務局は、これらの手続きを実施する。

#### 〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理監
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

【震災編 第3章・第13節・1 〈緊急時の最寄り連絡先〉】

### (3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

## 〈自衛隊の受入体制〉

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	①連絡窓口を一本化する。 ②自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

## (4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

## 〈自衛隊の支援活動〉

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。

項目	活動内容
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## (5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

## 〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- |  |
|--|
| <p>① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること</p> <p>② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること</p> <p>③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること</p> <p>④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること</p> |
|--|

## (6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

## (7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に対して派遣部隊の撤収要請を依頼する。

## 2 自治体等への応援要請

## (1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

## (2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関もしくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について知事に対しあつせんを求める。

## 〈県、指定地方行政機関等への要請手続き〉

種 別	県への応援要請	指定地方行政機関等への応援要請等
要 請 先	県防災危機管理監	指定地方行政機関又は特定公共機関 (あつせんを求める場合は県)
要請内容	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	①派遣の要請・あつせんを求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項
根拠法令	災害対策基本法第68条	派遣：災害対策基本法第29条 あつせん：災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	

## (3) 県内市町村との相互応援

大規模災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

## 〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	①被害状況 ②応援の種類 ③応援の具体的内容及び必要量 ④応援を希望する期間 ⑤応援場所及び応援場所への経路 ⑥前各号に掲げるものの他必要な事項
応 援 の 種 類	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

## (4) 応援隊の受け入れ・活動支援

総務班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先（候補施設：松戸競輪場宿泊施設）、食料、資器材等の手配を行う。

また、各部・各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各部・各班が応援者の業務について対応する。

### 3 消防の広域応援要請

---

#### (1) 広域消防応援体制

##### ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

消防局長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、直ちに市長（本部長）に報告し、「千葉県消防広域応援隊基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）に千葉県消防広域応援隊の応援要請を実施する。

##### イ 緊急消防援助隊

市長（本部長）は、災害の状況、消防局及び消防団の消防力並びに県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、千葉県知事に対して応援要請を実施する。なお、千葉県知事と連絡がとることができない場合は、消防庁長官に対し直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対し報告する。

##### ウ 隣接市等との消防相互応援

消防局長は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請を実施する。

#### (2) 消防機関の受け入れ

消防局長は、「千葉県消防広域応援隊基本計画」及び「千葉県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、応援部隊の受け入れ、指揮及び運用を行う。（活動拠点：松戸市消防訓練センター 他消防局の指定する場所）

#### (3) 消防防災ヘリコプターの応援要請

消防局長は、航空消防応援が必要となったときは、市長（本部長）に報告し「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの応援要請を実施する。

### 4 水道・下水道事業体の相互応援

---

#### (1) 水道

水道部は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

#### (2) 下水道

建設部は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

### 5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

---

市長（本部長）は、土木構造物等に大規模な被害が発生し、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を得ることが必要と判断した場合には、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請を行う。

## 第14節 生活関連施設等の応急対策

### 【計画の指針】

災害時にも医療、福祉施設等にはライフラインの維持が求められるほか、氾濫が収まった直後から家財等の洗浄のための水の需要が急激に高まることが予想される。

このため、災害時にも重要施設のライフラインを確保するとともに、地域の生活、産業等の復旧と整合を図りながらライフラインを復旧させ、地域の復興を促進する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 上水道施設	水道部、県水道局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、新京成電鉄(株)、東武バスイースト(株)、成田空港交通(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

## 1 上水道施設

### (1) 市水道の対策

#### ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

#### イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

### (2) 県水道局の対策

県水道局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「水道局災害対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

## 2 下水道施設

(1) 下水道施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には、一次的な使用制限を行い、下水道機能の支障及び二次災害の可能性の高いものから優先して機能回復を図る。

### (2) 管渠（かんきょ）の応急措置

ア 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して

排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

イ 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるため、原則として応急復旧を行い、早期に本復旧の方針を立てる。

ウ 枝線の被害については直接本復旧を行うとともに、必要に応じて移動式ポンプを設置する。

エ 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール、雨水柵等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑化を図る。

オ 工事施工中の箇所においては、工事請負者に対して、二次災害の防止を図り、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて、現場要員、資機材等の補給を指示する。

#### (2) 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

ア 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置、又は可搬型発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期するとともに、自家発電装置の燃料の確保を図る。

イ 浸水等により下水道施設が損傷した場合には、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

#### (3) 資機材、車両及び人員の確保

ア あらかじめ定めたマニュアル等に基づき、対応に必要な職員を確保する。

イ 各施設の応急復旧に当たっては、協定等に基づき関係業者と連携して行う。

ウ 応急対応は市で保有している資機材や車両により行うが、対応が困難な場合は、各種協定に基づき、千葉県や関係業者に応援を要請する。

#### (4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び使用の制限、復旧の状況等の市民への広報は、防災行政無線、市ホームページ、広報車等、可能な手段により行う。

広報の時期については、必要に応じて災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況等に合わせて、その都度実施する。

## 3 電力施設

東京電力(株)は、台風、雪害、洪水、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、災害発生時においても、原則として電力の供給を継続する。

#### 〈電気に関する広報事項〉

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 無断昇柱、無断工事をしないこと。</li><li>② 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。</li><li>③ 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。</li><li>④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。</li></ol> |
|---|

## 4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

### 〈ガスに関する広報事項〉

- |  |
|--|
| <p>(1) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</li><li>② 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。</li></ul> <p>(2) 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。</li><li>② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。</li></ul> |
|--|

## 5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

### 〈電話に関する広報事項〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 通信途絶、利用制限の理由と内容</li><li>② 災害復旧措置と復旧見込時期</li><li>③ 通信利用者に協力を要請する事項</li><li>④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始</li></ul> |
|---|

## 6 郵便

### (1) 郵便事業

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

### (2) 郵便局

日本郵便(株)は、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、



移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等を行う。

また、日本郵便(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

## 7 道路・橋梁

---

### (1) 全般

災害が発生した場合、建設部及び各道路管理者は、主要道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

### (2) 国道

被害状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

### (3) 県道

ア 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害発生時における県土木整備部の対応計画やマニュアル等の定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

イ ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

ウ 被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

### (4) 市道

ア 建設部は、市域内の道路の亀裂、陥没、冠水等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部事務局に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

ウ 災害により被害を受けた市道については、災害時重要路線を優先し、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

(ア) 通行車線の確保などの応急復旧目標の設定

(イ) 道路の亀裂や陥没等の修復、がけ崩れ等による道路上の障害物除去などの応急復旧方法の選定

(ウ) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁が応急復旧ができない場合、所轄警察署等関係機関と連携し、交通規制の標示等必要な措置を実施

## 8 鉄道

---

### (1) 運転規制

各鉄道事業者は、雨量等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

### (2) 乗客の避難誘導

#### ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し避難させる。旅客を一時滞在スペースに誘導した後、さらに松戸市から一時滞在施設への避難勧告があった場合又は一時滞在スペースが危険のおそれがある場合、一時滞在施設へ避難するよう案内する。

#### イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

#### ウ 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、安全が確認できしだい、あらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し、安全を確保する。

## 9 バス

---

各バス会社は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

## 10 河川

---

建設部及び各河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

## 第15節 教育対策・保育対策

### 【計画の指針】

- 授業時間内に災害が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童等を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。
- 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害発生時の対応	教育1部、福祉2部、小・中学校等
2 避難所開設への対応	教育1・2部、小・中学校
3 応急教育	教育2部、小・中学校等
4 応急保育	福祉2部
5 文化財の保護	教育1部

### 1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

#### (1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、災害が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

#### (2) 調査及び連絡

ア 施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育1部、福祉2部に報告する。

イ 避難所となる体育館の安全・点検及び施設の被害状況については、施設管理者等が避難所直行職員と連携して、災害対策本部及び教育1部に報告する。

ウ 保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

#### (3) 安否の確認

休日、夜間に災害が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

### 2 避難所開設への対応

#### (1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員等の役割分担を定めておく。

施設管理者、学校職員及び施設職員は、避難所直行職員、自主防災組織及び町会・自治会等と

連携して、施設の開錠、施設の安全点検、避難所の開設及び避難者の受け入れを支援する。また、避難所開設後は、避難所直轄職員、避難所担当職員、自主防災組織及び町会・自治会等と、避難所運営委員会のメンバーとして避難所運営に参画し、避難者による避難所運営を支援する。

#### (2) その他の文教施設

市が指定する避難所が使用できない場合又は、災害の規模や状況に応じて、幼稚園、保育所等、その他の文教施設の活用を検討する。

各施設の管理者及び職員は、災害発生時の対応に備え、事前に対応できる体制を検討する。

災害発生時には、災害対策本部、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと連携し、避難所の開設・運営等の対応を行う。

### 3 応急教育

#### (1) 応急教育計画の作成

学校長等は、立地条件などを考慮して作成した学校安全計画等に基づき、臨時の学級編成等を行い、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、教育2部に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

#### 〈応急教育の留意事項〉

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

#### (2) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、教育2部と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、教育2部と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

教育2部は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

#### (3) 応急教育の実施

災害発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、学校安全計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児等は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童・生徒・園児等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

#### (4) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合は、炊き出しと給食の両立に努める。また、食材等の入手が困難な場合等は一時中止する。

(5) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の教職員及び児童・生徒・園児等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、松戸健康福祉センター（保健所）及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

## 4 応急保育

---

福祉2部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育できない場合、臨時保育所を設け、応急保育を実施する。また、市長が認める場合、保育料の減免又は猶予を行う。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ、保育所等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

## 5 文化財の保護

---

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育1部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。

## 第16節 建物対策

### 【計画の指針】

- 災害発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となる罹災証明書が発行ができる体制を整える。
- 国、千葉県の支援内容にしたがって、災害発生後、できる限り早期に家屋の解体撤去を実施するとともに、住宅を失った被災者がいる場合、応急仮設住宅の建築、空き家のあっせんなど、必要に応じた被災者の支援を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 公営賃貸住宅の空き家のあっせんなど被災者の住宅確保を支援する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 住家の被災調査・罹災証明	調査班、消防局
2 被災建築物の応急修理	都市部
3 応急仮設住宅の建設	都市部、福祉1・2部
4 空き家のあっせん	都市部
5 市管理建築物の応急対策	各部・各班

## 1 住家の被災調査・罹災証明

### (1) 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防局が消防法に基づき火災調査を行う。

#### 〈住家の被災調査〉

調査：外観目視調査及び内部立入調査により判定する。

再調査：不服申し立てがあった場合、必要に応じて再調査を行う。

### (2) 罹災証明の発行

家屋の被害調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、災害相談センター（※第2節の「7 住民相談」参照）にて罹災証明書を発行する。

なお、家屋以外のものがり災した場合において、必要と認めるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。ただし、火災罹災証明書の発行は、消防局が行う。

【資料編 罹災証明書、罹災届出証明申請書】

## 2 被災建築物の応急修理

災害救助法が適用された場合は、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

都市部は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で、災害協定団体等に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【資料編 災害協定一覧】

### 3 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合は、住家の全焼又は全壊等により、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を提供する。

#### (1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談センター又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

#### 〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
  - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
  - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
  - ・上記に準ずる者

#### (2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

#### (3) 建設

応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用するための施設を設置できる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、建設に当たり、関東森林管理局千葉森林管理事務所、県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。

また、市の災害協定団体に、建設材料、器具、労務提供等を要請する

【資料編 災害協定一覧】

#### (4) 賃貸住宅の借り上げ

被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を応急住宅として提供する。

#### (5) 入居

災害時要援護者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。

## 4 空き家のあっせん

---

都市部は、公営賃貸住宅、民間賃貸住宅等の空き家の情報を収集し、被災者にあっせんする。公営住宅に関しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

## 5 市管理建築物の応急対策

---

都市部及び建築物を管理する各部・各班は、建築物の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。また、災害対策の拠点施設（避難所等）を優先して応急復旧を行う。



## 第17節 ボランティアへの対応

### 【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 ボランティア活動の受入体制	保健医療部、福祉1部、(社)松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	保健医療部、福祉1部、(社)松戸市社会福祉協議会

### 1 ボランティア活動の受入体制

#### (1) ボランティアセンターの設置

保健医療部、福祉1部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(社)松戸市社会福祉協議会に要請する。

#### (2) ボランティアニーズの把握

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

#### (3) 災害ボランティアセンターの業務

松戸市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については松戸市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

##### ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

##### イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

##### ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

##### エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

##### オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。

#### (4) 市との調整

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

##### ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

##### イ 市内被害状況に関する情報の提供

##### ウ 対策実施状況に関する情報の提供

##### エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整

- オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供
- カ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
- キ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ク その他の協力要請

## (5) ボランティア保険

ボランティア保険は、(社)松戸市社会福祉協議会で登録を行い市の負担で加入する。

## (6) 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。

## (7) 食事・宿泊の手配等

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて市や関係機関が確保、手配に協力する。

## 2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

### 〈災害ボランティアの活動〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 被災者への心理治療	④ 高齢者、障害者等の介護
⑤ 高齢者、障害者等の介護	⑤ 清掃
⑥ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑥ 情報提供・広報活動
	⑦ その他被災地における作業など

## 第18節 要配慮者への対応

### 【計画の指針】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の「要配慮者（以下「要配慮者」という。）」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「災害時要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時要援護者避難支援の手引き（平成21年10月）」及び市が策定した「松戸市災害時要援護者避難支援基本方針（平成22年10月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援に当たる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(社)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(社)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

### 1 要配慮者の安全確保

#### (1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

#### 〈伝達手段〉

- |                   |                |           |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線          | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ    | ⑧ ツイッター   |
| ③ 広報車             | ⑥ 電話等口頭による連絡   |           |

#### (2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動

要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

### (3) 避難所への収容

避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。

## 2 福祉避難所等の開設

---

### (1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設への一時入所を支援する。

### (2) 福祉避難所等の種類

#### ア 福祉避難室

避難所内に設置する要配慮者のための部屋やエリアのこと。

#### イ 地域福祉避難所

地域福祉避難所とは、福祉避難室では容態が悪化するおそれがある要配慮者のため、身体介護や健康相談等の保健福祉サービスを提供できる施設のことであり、老人福祉センターや市民センターの一部等に設置する。

#### ウ 二次福祉避難所

二次福祉避難所とは、避難所での共同生活が困難な要配慮者のための二次避難所のことであり、協定を締結した県立特別支援学校や民間の特別養護老人ホームに設置する。

## 3 要配慮者の支援

---

### (1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(社)松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

#### ア 施設

障害者用仮設トイレ、携帯トイレなどの設備の設置、暑さ・寒さ対策、騒音や出入り口等の配慮を行う。

#### イ 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

#### ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

## (2) 社会福祉施設等への収容

福祉1部は、避難所での介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ収容させるため、福祉施設等に受け入れを要請するよう努める。

## (3) 巡回相談等の実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

## (4) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

## 4 社会福祉施設入所者等への支援

---

## (1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉1・2部は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

## (2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉1・2部が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。



